

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年2月2日
事業者の氏名又は名称	小豆島交通株式会社(法人番号1470001012161)(代表者 中村彰紀)
事業者の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5873-10
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5873-10
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和3年11月12日及び同年同月29日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)アルコール検知器を常時有効に保持していなかったこと(運輸規則第24条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(4)運行管理者の補助者の選任を届出していなかったこと(運輸規則第68条)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。